

令和 4 年度生涯学習推進体制の状況について

1 地域における生涯学習事業の実施状況（資料 2-1、2-2）

市の委託契約による生涯学習事業計画に基づき、各住民自治協議会が主体となり事業を展開している。また、旧地区公民館単位での地区や隣接した地区等では自治協が互いに連携し、合同で事業を実施している事例もある。

2 生涯学習支援員への聞き取りと対応

4 月から 10 月にかけて 1 地区あたり 4～5 回の個別訪問を行った。

自治協を主体とした生涯学習事業の進捗状況や自治協各部会との関わり、センター職員との協力体制などの状況を聞き取り、他地区の実施状況を紹介するなど改善に向けた情報提供やアドバイスを継続して行っている。

3 生涯学習支援員研修会の実施（資料 2-3）

年 10 回の研修会を計画しており、専任の講師を招いて生涯学習支援員が地域の中で力を発揮できるためのスキルアップを目的としたプログラムとしている。また、研修会を 2 部構成とし、支援員の中から毎月 1 名の活動事例発表の機会を設けるほか、支援からの要望を受け、グループ交流として毎回メンバー構成を変えて、情報交換の場を作っている。

4 旧地区公民館体制からの課題と対策（資料 2-4）

サークル協議会主催の発表会や展覧会の開催は、これまで地区公民館が共催となって事務的な支援を行ってきたが、今年度からは協議の中で支援員が運営に参画している。また、旧地区公民館の事業の継続は、単独の地区または複数の自治協共催での共同事業として実施するなど、自治協間の協議に行政も加わり方向性を出している。

5 住民自治協議会事例共有会の開催

39 住民自治協議会を対象に、市内の他地域の活動事例を通して情報共有を図るとともに、自分たちの地域での活動の見直しや新たな企画づくりを進める機会となるよう研修を開催する。

また、教育委員会だけでなく市長部局（地域連携部）と共催することで、行政側の連携も深める機会とする。

開催日：令和 5 年 2 月 10 日（金）午後 2 時～4 時

内 容：事例発表（2 団体）、グループ交流